

令和7年8月

同等品で対応される場合の手続きについて

仕様書の同等品可と表示のある物品については、品名・規格欄に参考品番として示した品物のほか、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。）による応札が可能です。

同等品による応札を希望される場合は、以下のとおり事前に同等品確認の申請のうえ承認を受けてください。

1. 同等品の定義

同等品とは、規格・品質が参考品番と同等以上であるものをいいます。判断基準は、①価格面（参考品番の定価の8割以上）、②機能面となります。なお、仕様書の規格に記載されている事項を満たさない物品について、同等品と認められない場合があります。

2. 同等品確認の申請方法

同等品の承認を受けようとする方は、下記の申請書類を契約検査室が指定する日時までに発注課へ直接持参又はメールで提出してください。

メール送付の場合は、発注課あてに送付の電話連絡をしてください。

【申請書類】

- ① 同等品確認申請書（別紙参照）
- ② 同等品候補の掲載されたカタログ・価格等の資料（コピー可）。
別注品の場合は図面等、内容のわかるもの。

（注） 1つの品目について申請できる同等品の申請数については2件までとします。

3. 同等品確認結果について

同等品確認結果は、質疑回答書に「認められた品名・メーカー・型番等」を記載のうえ通知いたします。